

岩内町子ども・子育て支援事業計画
(第2期 令和2年度～令和6年度)

令和2年3月
岩内町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	3
第2章 本町の子ども・子育てに関する現状.....	4
1 人口の動向.....	4
2 子育て支援の状況.....	8
3 将来人口推計.....	11
4 ニーズ調査結果.....	12
第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価等.....	21
1 教育・保育.....	21
2 地域子ども・子育て支援事業.....	23
第4章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 計画の基本的な目標.....	31
第5章 子ども・子育て支援事業計画	32
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	32
2 教育・保育提供区域の設定.....	34
3 教育・保育の提供体制の確保.....	35
4 子育てのための施設等利用給付	40
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	41
6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	47
第6章 計画の推進体制	48
1 計画の推進に向けた役割	48
2 計画の推進に向けた3つの連携	49
3 計画の達成状況の点検・評価	50
岩内町子育て支援策一覧表	53

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化を実施、また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の下、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和2年度を初年度とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

本町では、ニーズ調査による今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業計画」や児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間(必要に応じて見直し)				

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、「学識経験者」「子ども・子育て支援事業に従事する者」「教育関係者」「子どもの保護者」「関係行政機関の職員」などから構成される「岩内町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) 子ども・子育て支援推進会議による協議

本計画の策定にあたっては、町の各部署をまたぐ課題が多いことから、課長職の職員をもって構成する子ども・子育て支援推進会議を開催し、町が取り組む子ども・子育て支援施策の検討を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

(4) 国・道との連携

本計画の策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

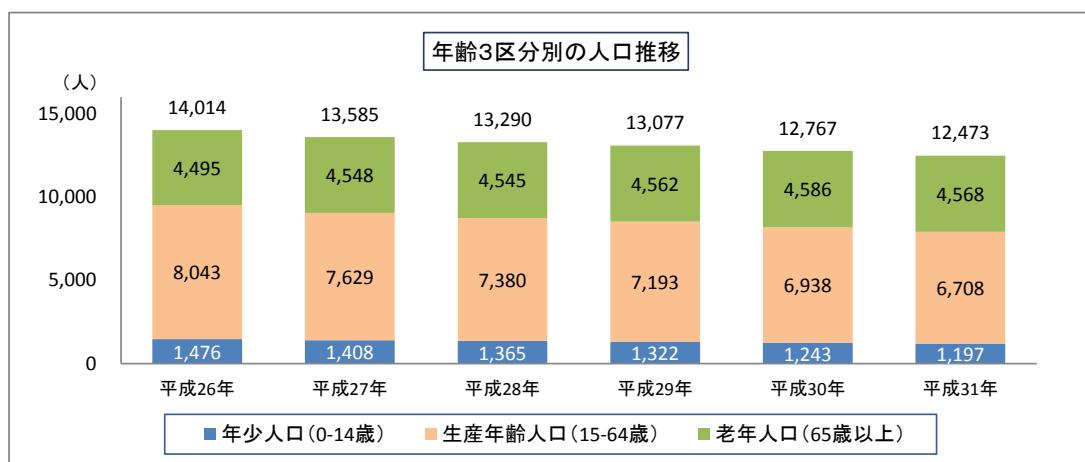
第2章 本町の子ども・子育てに関する現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成26年の14,014人から平成31年には12,473人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の老人人口は平成26年の4,495人から平成31年の4,568人とほぼ横ばいで推移しているのに対し、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

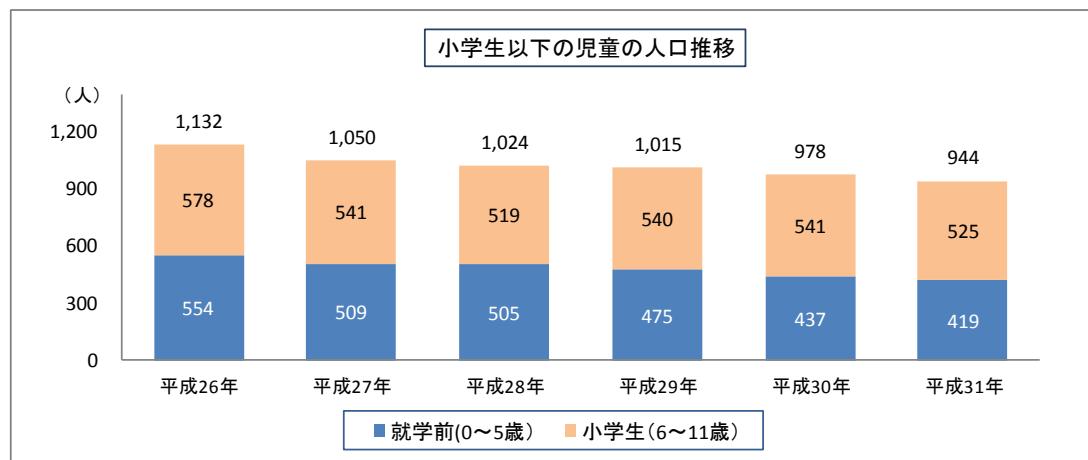


資料:各年4月1日現在

	岩内町	全 国	北海道
年少人口(15歳未満)比率	12.0%	12.6%	11.4%
生産年齢人口(15～64歳)比率	55.8%	60.7%	59.6%
老人人口(65歳以上)比率	32.2%	26.6%	29.1%

資料:平成27年国勢調査

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに減少傾向で推移しています。

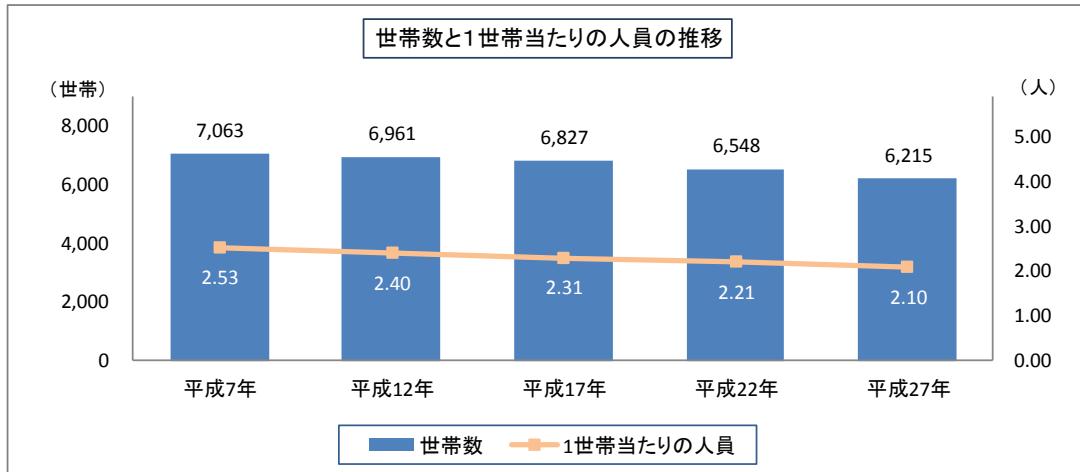


資料:各年4月1日現在

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査による本町の世帯数は、平成7年以降、減少傾向で推移しています。

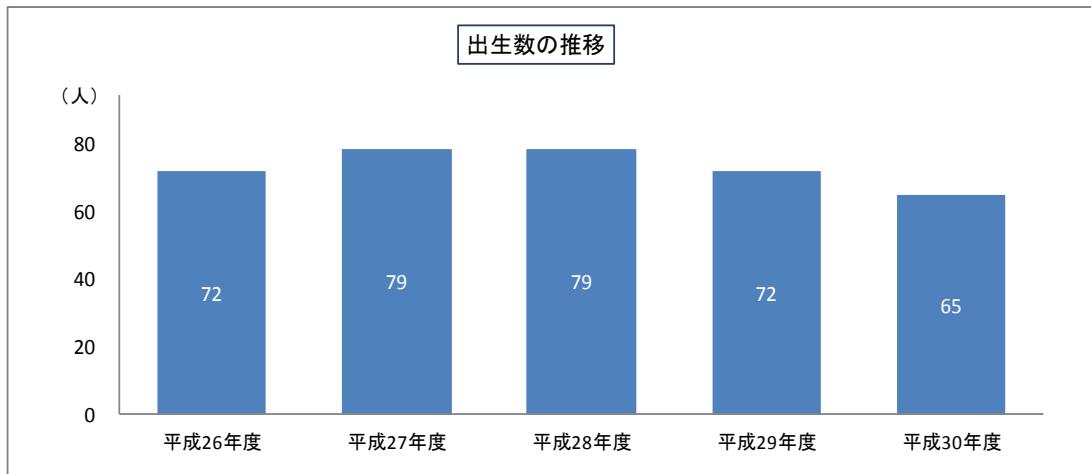
また、1世帯当たりの人員も、平成7年の2.53人から平成27年は2.10人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料:平成7年～平成27年国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における出生数は、平成26年度の72人から平成30年度の65人と年度ごとの増減はあるものの減少傾向で推移しています。

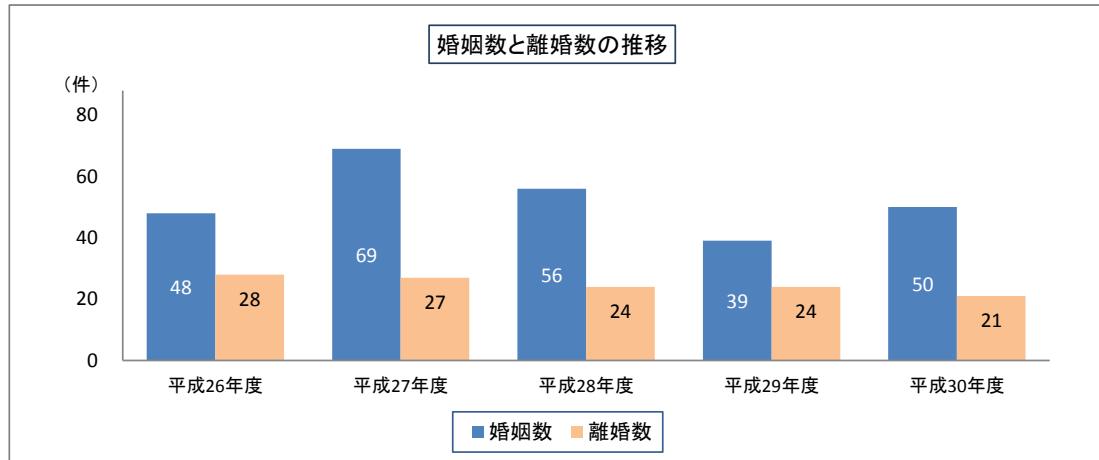


資料:母子保健関係統計

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻数については、年度ごとにバラつきがみられ平成27年度が69件と最も多く、平成27年度が39件と最も少なくなっています。

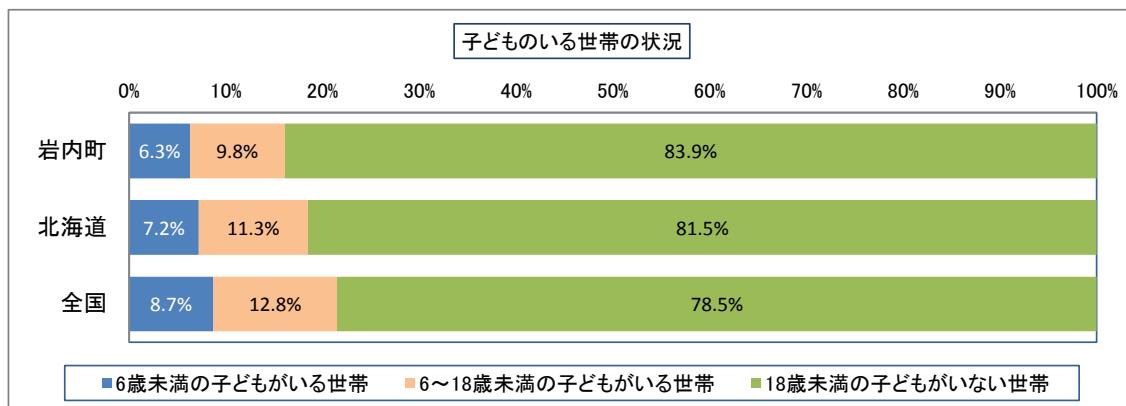
また、離婚数については、平成26年度の28件から平成30年度の21件と減少傾向で推移しています。



資料:住民課調べ

(5) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況では、「6歳未満の子どもがいる世帯」「6～18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

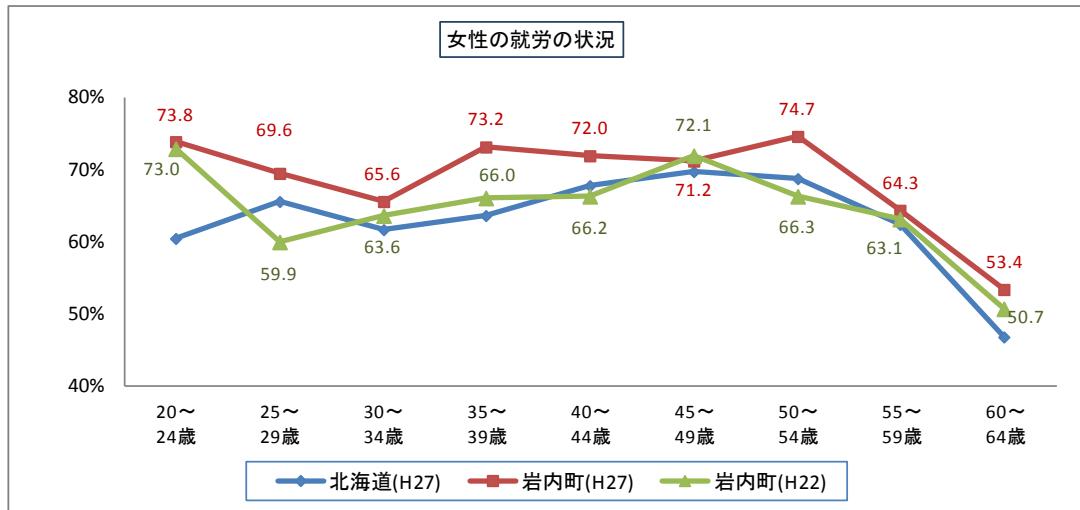


資料:平成27年国勢調査

(6) 女性の就労の状況

本町における平成27年の女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

また、平成22年と比較すると、45～49歳以外の全ての年代で就労率が高くなっています。



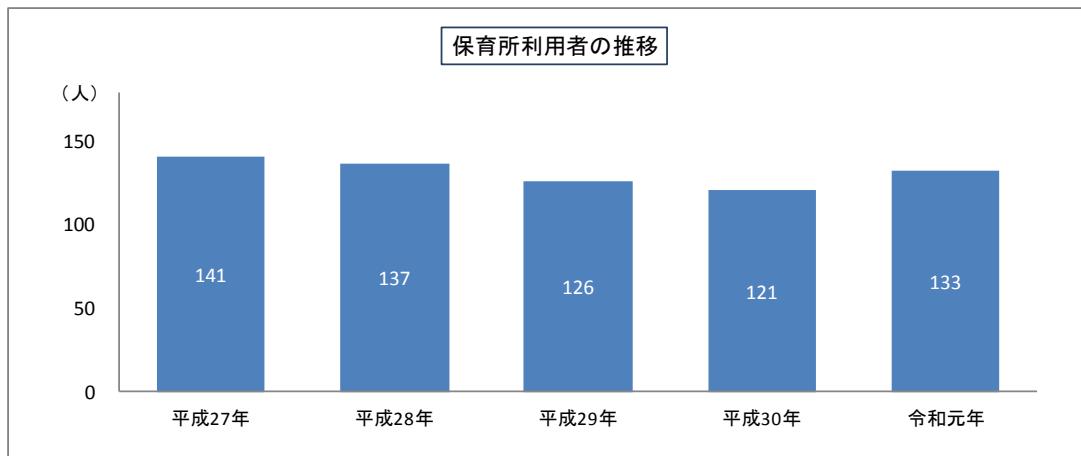
資料：平成 22 年・平成 27 年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、平成27年の141人から平成30年の121人まで減少傾向で推移していましたが、令和元年には133人と増加しています。

令和元年の利用定員に対する利用者数をみると、全ての施設で定員を下回っています。



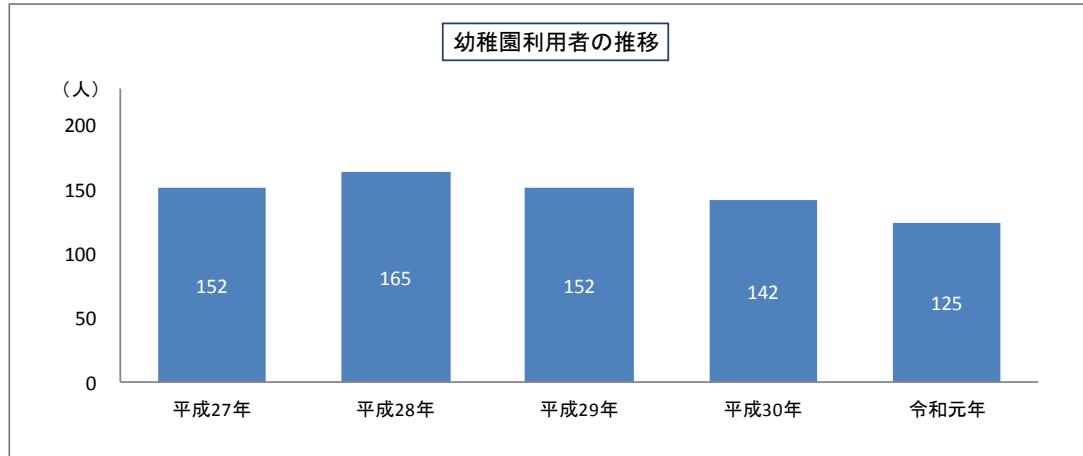
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 利用定員
岩内町立東山保育所	49	47	37	36	39	60
岩内町立中央保育所	42	42	38	38	50	60
岩内町立西保育所	50	48	51	47	44	60
合 計	141	137	126	121	133	180

資料:各年 5 月 1 日現在

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、平成27年の152人から平成28年の165人と増加していましたが、その後減少し、令和元年には125人となっています。

令和元年の利用定員に対する利用者数をみると、全ての施設で定員を下回っています。

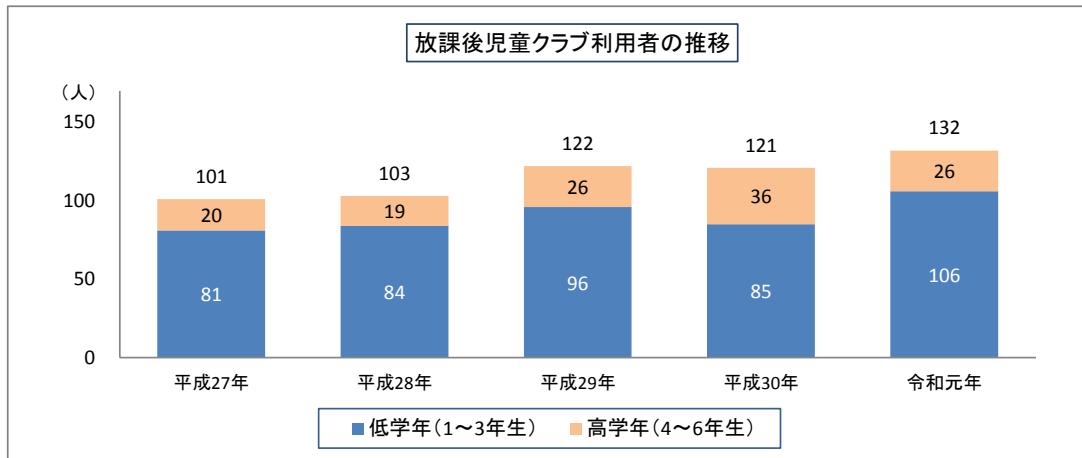


施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 利用定員
学校法人北海道キリスト教学園 岩内幼稚園	70	69	66	68	62	75
学校法人高田学園高田幼稚園	82	96	86	74	63	90
合計	152	165	152	142	125	165

資料:各年5月1日現在

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、平成27年の101人から令和元年の132人まで増加傾向で推移しています。



低学年(1~3年生)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
岩内東小学校学童保育所	48	46	52	53	71
岩内西小学校学童保育所	33	38	44	32	35
合 計	81	84	96	85	106

資料:各年5月1日現在

高学年(4~6年生)

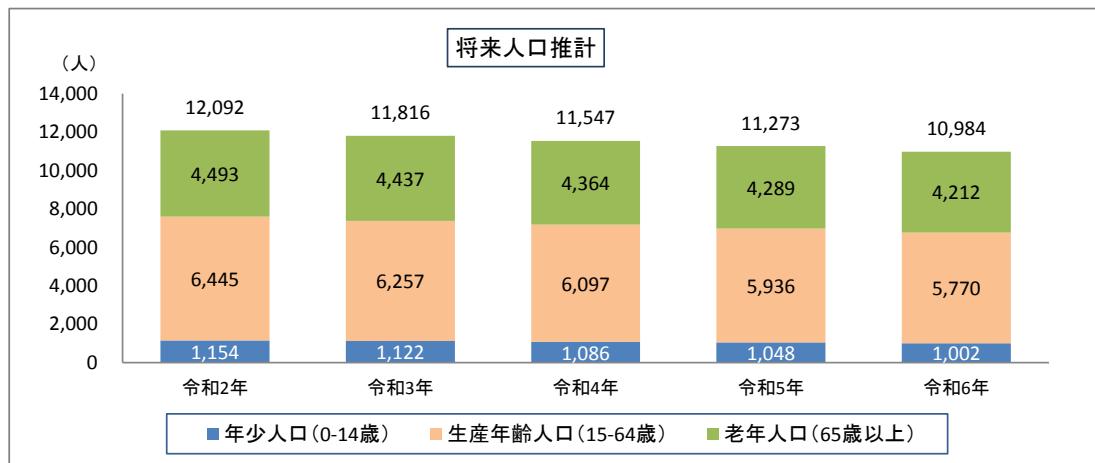
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
岩内東小学校学童保育所	10	9	13	11	9
岩内西小学校学童保育所	10	10	13	25	17
合 計	20	19	26	36	26

資料:各年5月1日現在

3 将来人口推計

計画期間である令和2年から令和6年までの人口推計にあたっては、住民基本台帳の人口を踏まえ、コーホート法により算出しました。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が10,984人、年少人口が1,002人と推計しています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0~14歳人口)	1,154	1,122	1,086	1,048	1,002
未就学児(0~5歳)	391	382	365	339	330
小学生(6~11歳)	512	482	480	446	412
中学生(12~14歳)	251	258	241	263	260
生産年齢人口(15~64歳)	6,445	6,257	6,097	5,936	5,770
老人人口(65歳以上)	4,493	4,437	4,364	4,289	4,212
総人口	12,092	11,816	11,547	11,273	10,984

※コーホート法による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法をコーホート法という。

4 ニーズ調査結果

（1）調査の目的

本調査は、「第2期岩内町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

（2）調査対象者

就学前児童調査	本町在住の就学前児童の保護者の方
小学生児童調査	本町在住の小学生児童の保護者の方

（3）調査方法

就学前児童調査	郵送による配布、回収調査
小学生児童調査	郵送による配布、回収調査

（4）調査期間

令和元年5月31日～6月21日

（5）回収状況

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	307	165	53.7 %
小学生児童調査	404	212	52.5 %

（6）集計にあたっての注意点

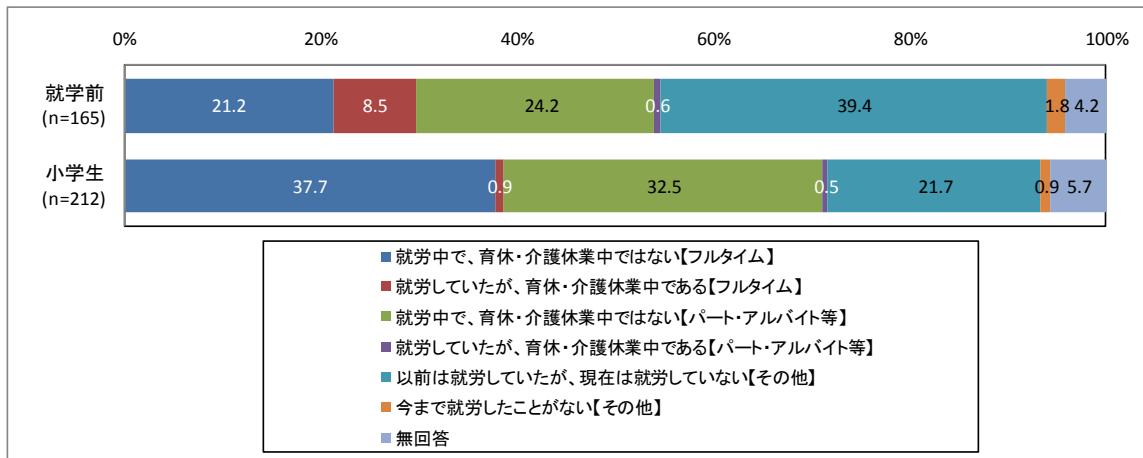
- 端数処理の関係上、構成比（%）の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比（%）は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(7) 調査結果

①保護者の就労状況

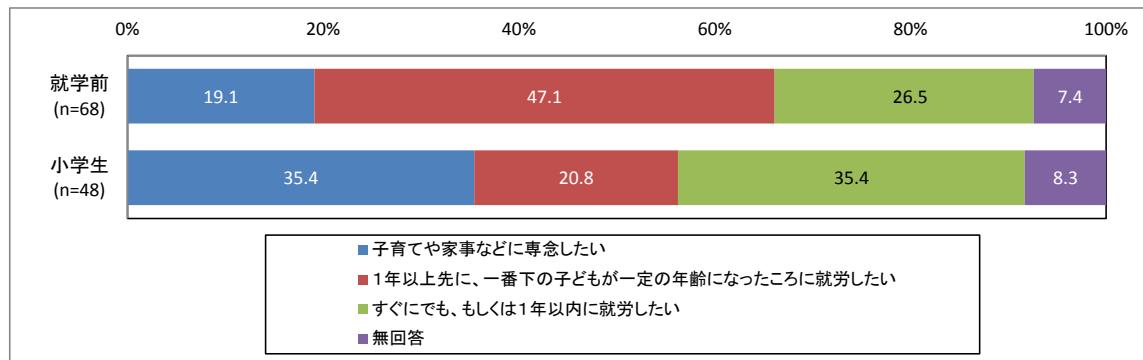
【母親の就労状況】

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で54.5%、小学生児童71.6%となっています。



【母親の今後の就労希望】

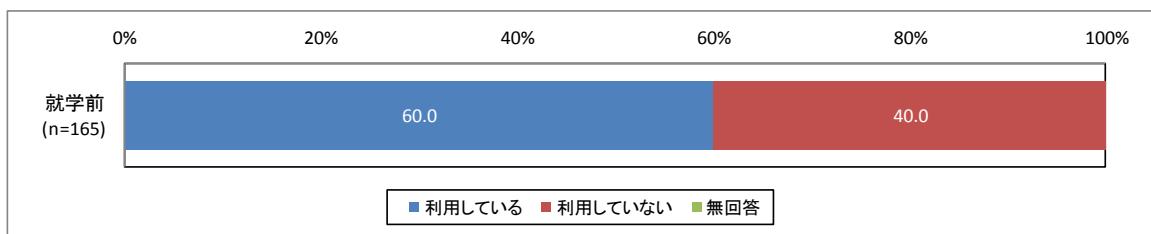
現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で73.6%、小学生児童で56.2%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

【現在の利用状況】

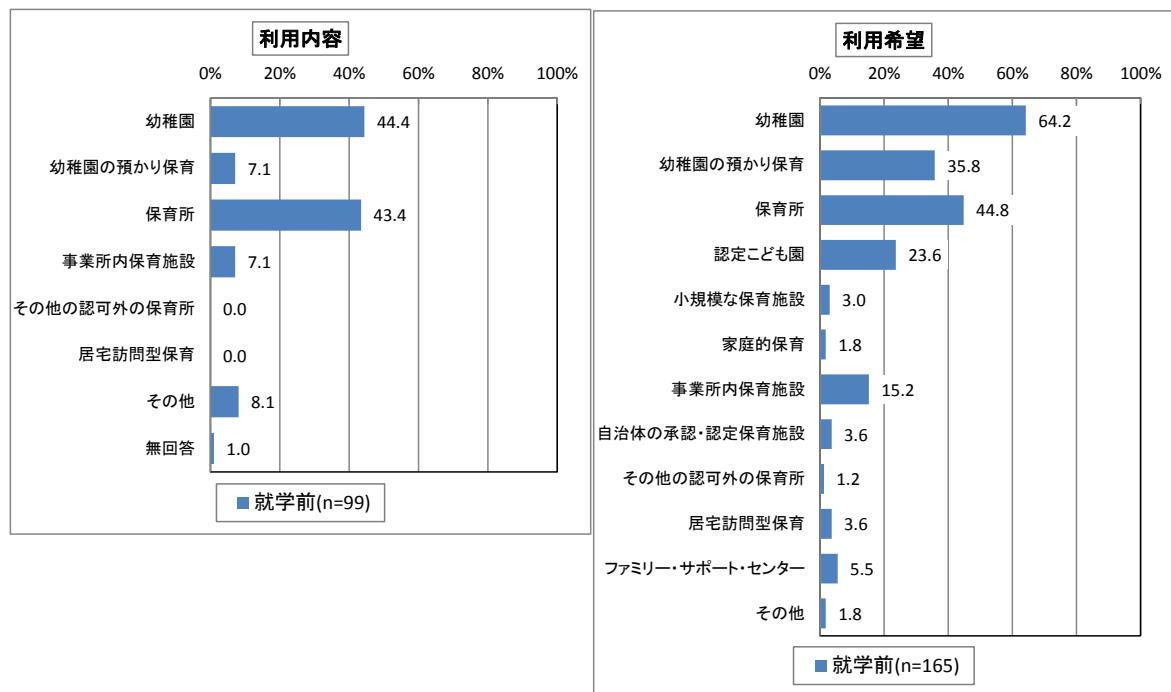
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は60.0%となっています。



【利用内容・利用希望】

平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「幼稚園」44.4%、「保育所」43.4%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「幼稚園」64.2%、「保育所」44.8%と、利用状況より今後のニーズが高くなっています。



【考察】

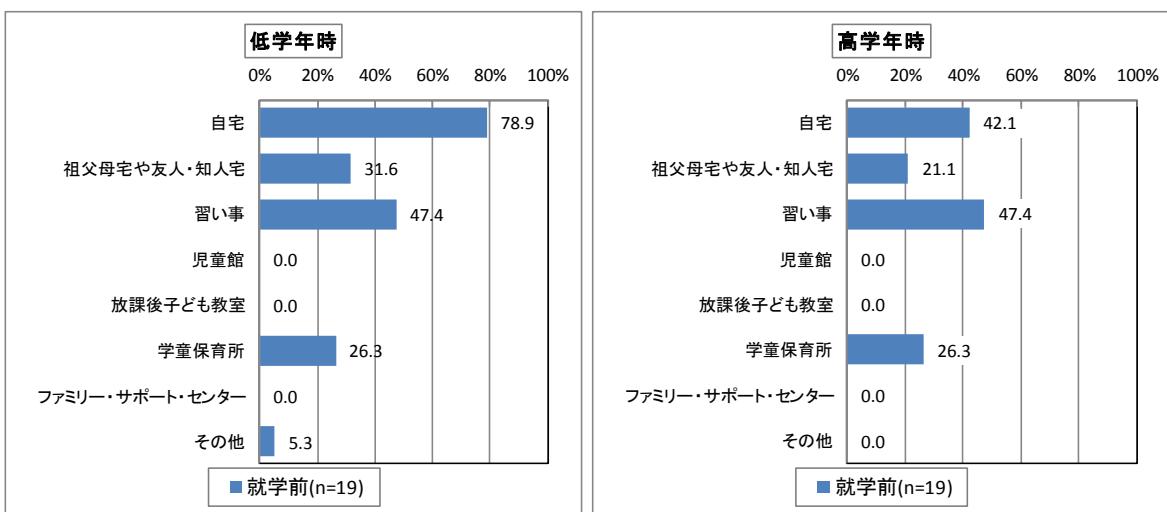
幼稚園や認定こども園、事業所内保育施設の利用希望が高いことから、保育需要を適切に把握し、待機児童が発生しないように提供体制の確保に努める必要があります。

また、量的拡充だけでなく質的向上の観点からも、保育士等の人材確保についても検討が必要です。

③学童保育所

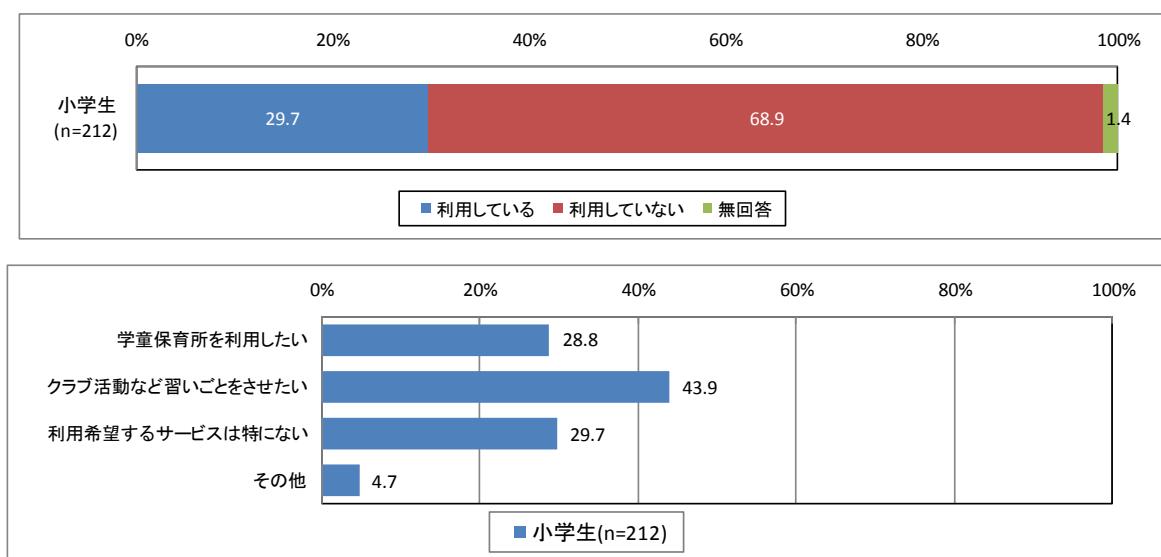
【5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方】

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、「学童保育所」に関する利用希望をみると低学年時、高学年時ともに26.3%となっています。



【学童保育所の利用状況・利用希望】

小学生児童の「学童保育所」の利用状況は29.7%となっており、今後の利用希望は28.8%となっています。



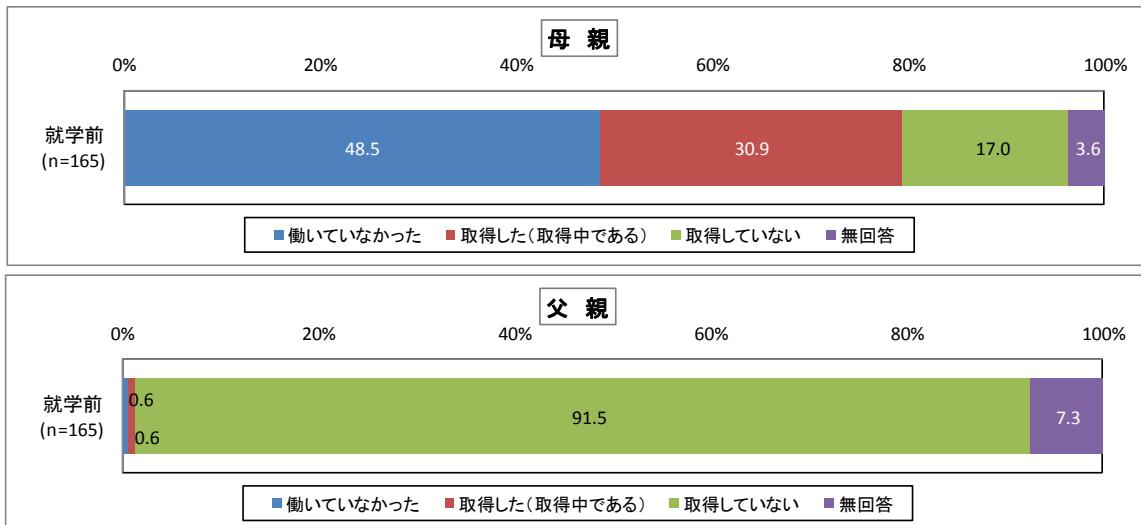
【考察】

子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、学童保育所は一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけではなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

④育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

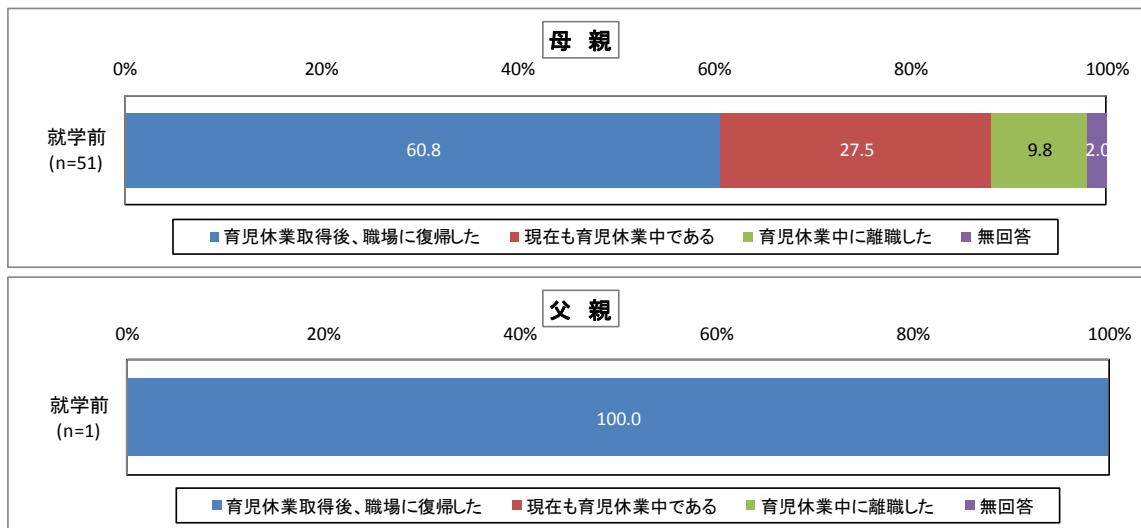
【育児休業の取得状況】

育児休業を取得または取得中の母親は30.9%、父親は0.6%となっています。



【職場復帰の状況】

休業取得後に職場復帰した母親は60.8%、父親は100.0%が復帰しています。



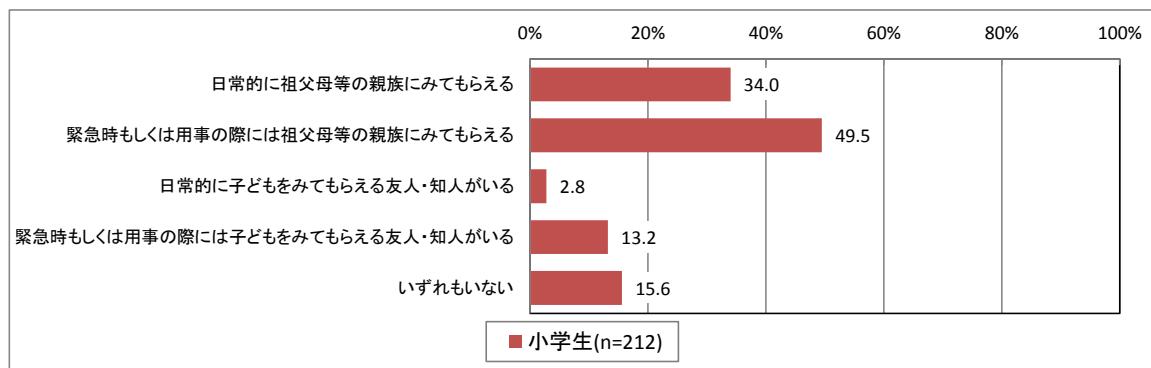
【考察】

父親の育児休業の取得は0.6%という非常に低い結果になりました。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図る必要があります。

⑤子育てに関する周囲の協力者の状況（小学生児童のみ）

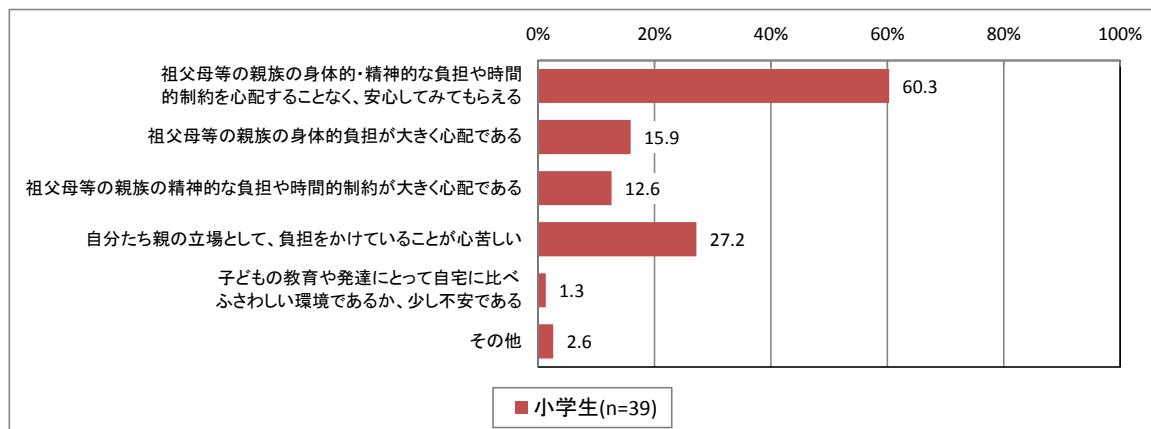
【子育てに関する協力者の状況】

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は15.6%となっています。



【祖父母等にみてもらえる場合の保護者の心理状況】

保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、12.6%が、「精神的な負担や時間的制約が大きく心配である」と回答しています。



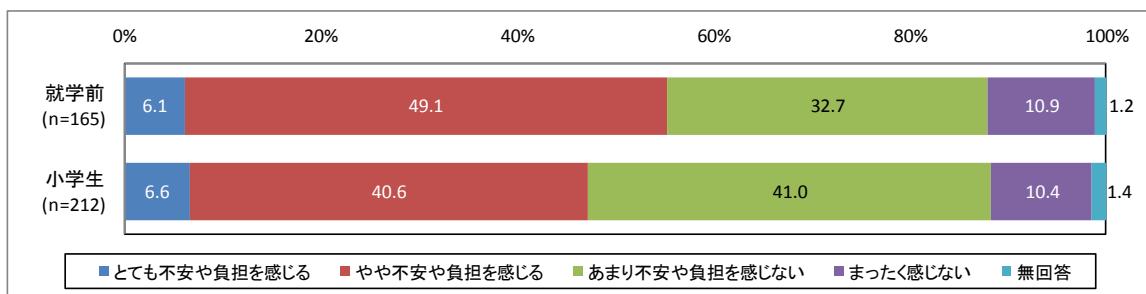
【考察】

孤立した子育て環境にいる保護者に対して、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、安心できる子育て環境への取り組みが必要となります。

⑥子育てに関する不安や悩み

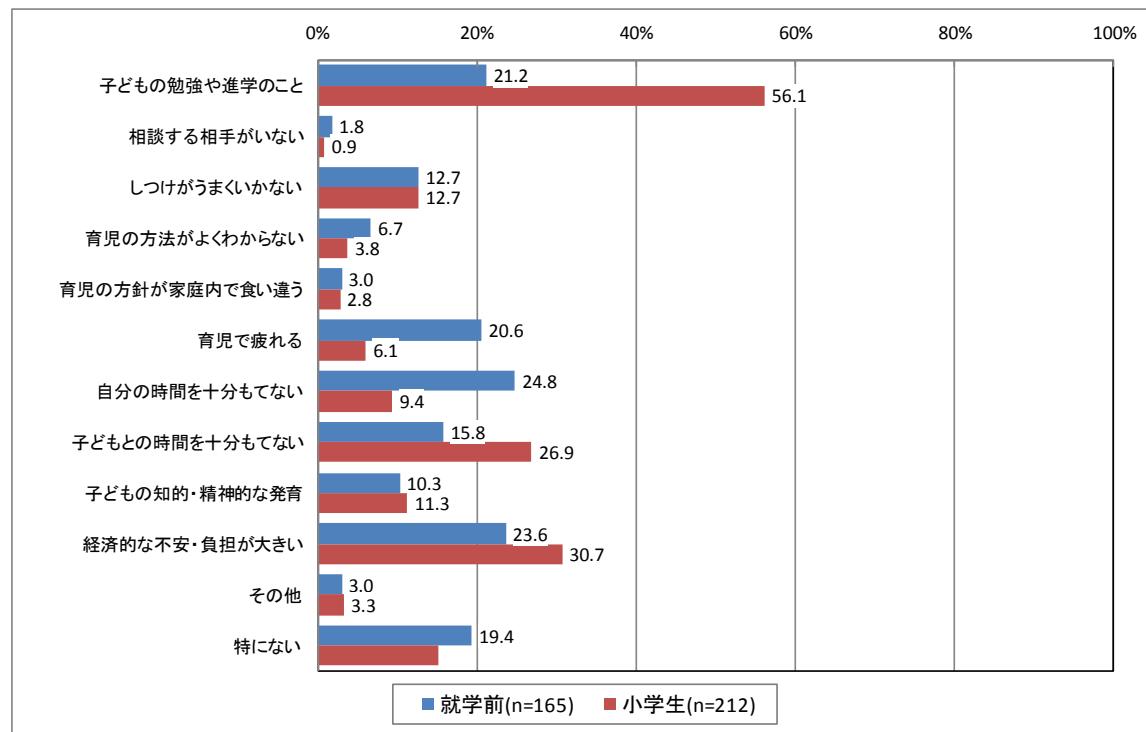
【子育てに関する不安や負担の状況】

子育てに関する不安や負担を感じる人は、就学前児童で55.2%と半数以上、小学生児童では47.2%と約半数であり、ともに多くなっています。



【子育てに関する不安や悩みの内容】

子育てについての不安や悩みでは、就学前児童で「自分の時間を十分もてない」「経済的な不安・負担が大きい」、小学生児童で「子どもの勉強や進学のこと」などが多くなっています。



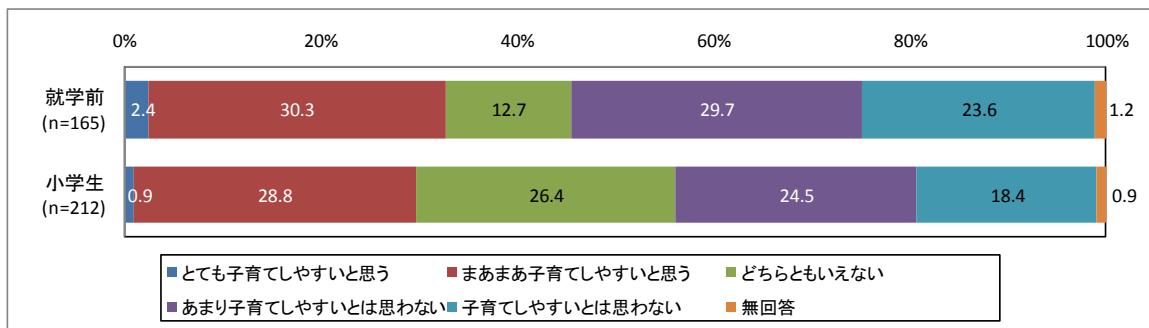
【考察】

子育てに関する不安や悩みを軽減するため、子育てに関する情報の発信や、相談窓口の充実等を図る必要があります。

⑦本町の子育て環境

【本町の子育て環境】

本町の子育て環境に関しては、就学前児童では、「とても子育てしやすいと思う」2.4%、「まあまあ子育てしやすいと思う」30.3%をあわせた『子育てしやすい』とした回答が32.7%、小学生児童では、「とても子育てしやすいと思う」0.9%、「まあまあ子育てしやすいと思う」28.8%をあわせた『子育てしやすい』29.7%と、ともに低くなっています。



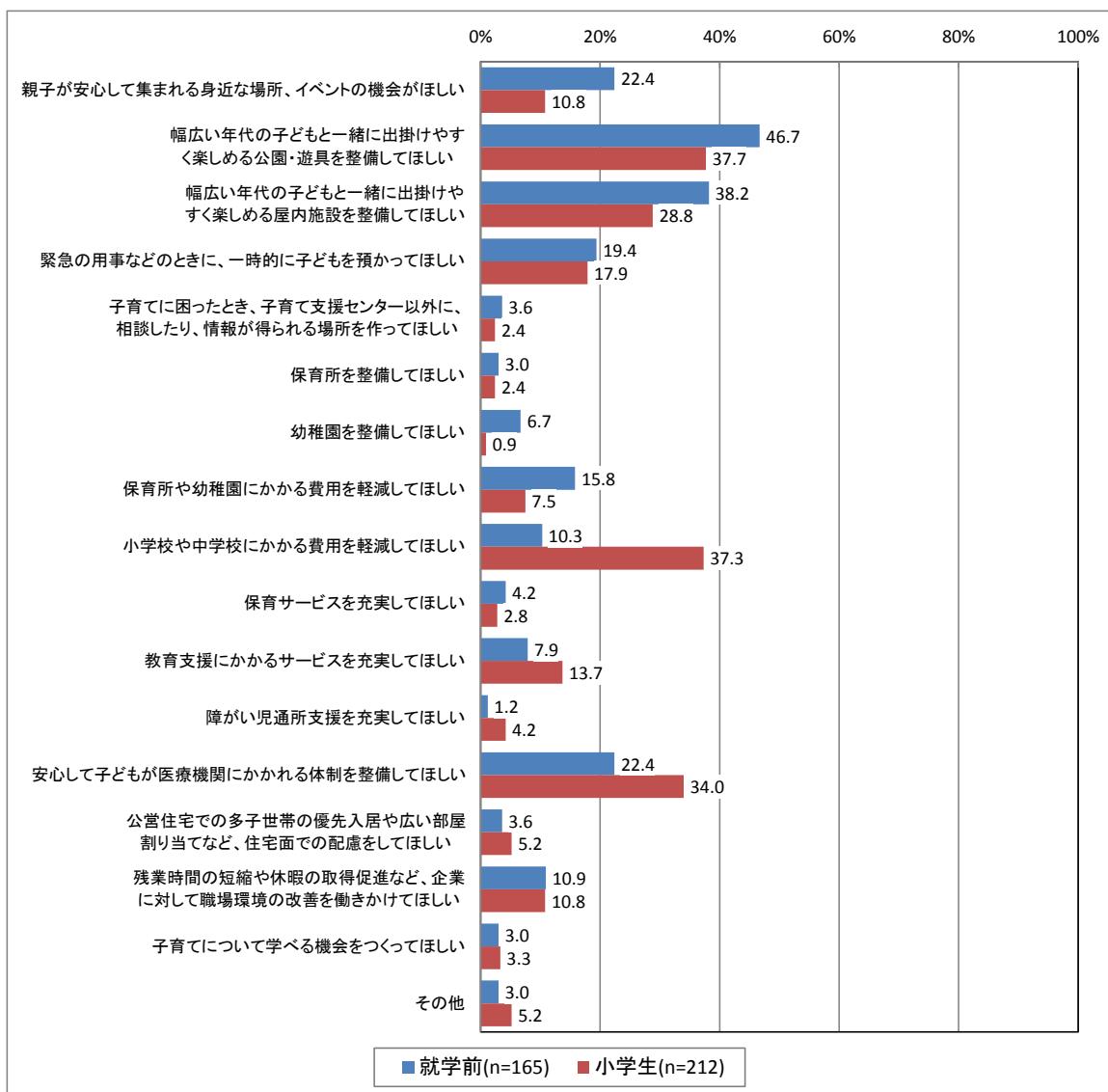
【考察】

本町の子育て環境に対して、就学前児童・小学生児童とともに、評価が若干低いと言えます。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。

⑧子育て支援策について

【本町に期待する子育て支援策】

期待する子育て支援策では、就学前児童で「幅広い年代の子どもと一緒に出掛けやすく楽しめる公園・遊具を整備してほしい」、小学生児童で「幅広い年代の子どもと一緒に出掛けやすく楽しめる公園・遊具を整備してほしい」「小学校や中学校にかかる費用を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」などが多くなっています。



【考察】

ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価等

第1期子ども・子育て支援事業計画にて設定した見込量に対する計画期間の実績から第1期計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

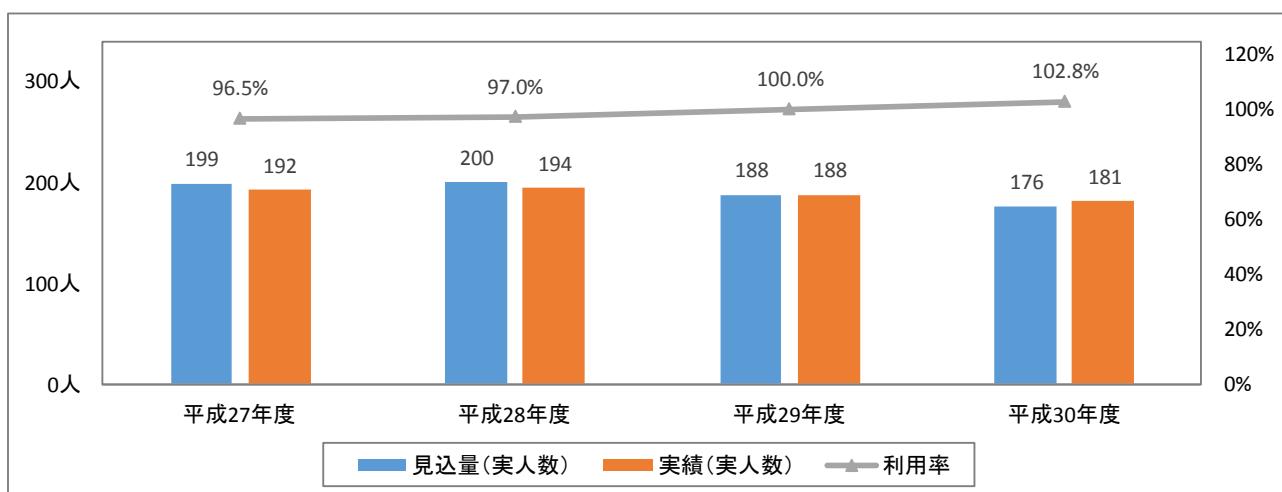
1 教育・保育

(1) 保育施設（認可保育所・認可外保育施設）

保育施設における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の192人から平成30年度には181人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

また、第1期計画全体の見込量との比較を行うと、平成27年度と平成28年度で実績が見込量を下回っており、結果的に受け皿を確保できしたことから全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	199	200	188	176
2号認定(3～5歳)	130	131	124	114
3号認定(0歳)	9	9	8	8
3号認定(1・2歳)	60	60	56	54
実績	192	194	188	181
2号認定(3～5歳)	121	114	100	96
3号認定(0歳)	17	19	26	11
3号認定(1・2歳)	54	61	62	74
利用率(実績／見込)	96.5%	97.0%	100.0%	102.8%
2号認定(3～5歳)	93.1%	87.0%	80.6%	84.2%
3号認定(0歳)	188.9%	211.1%	325.0%	137.5%
3号認定(1・2歳)	90.0%	101.7%	110.7%	137.0%

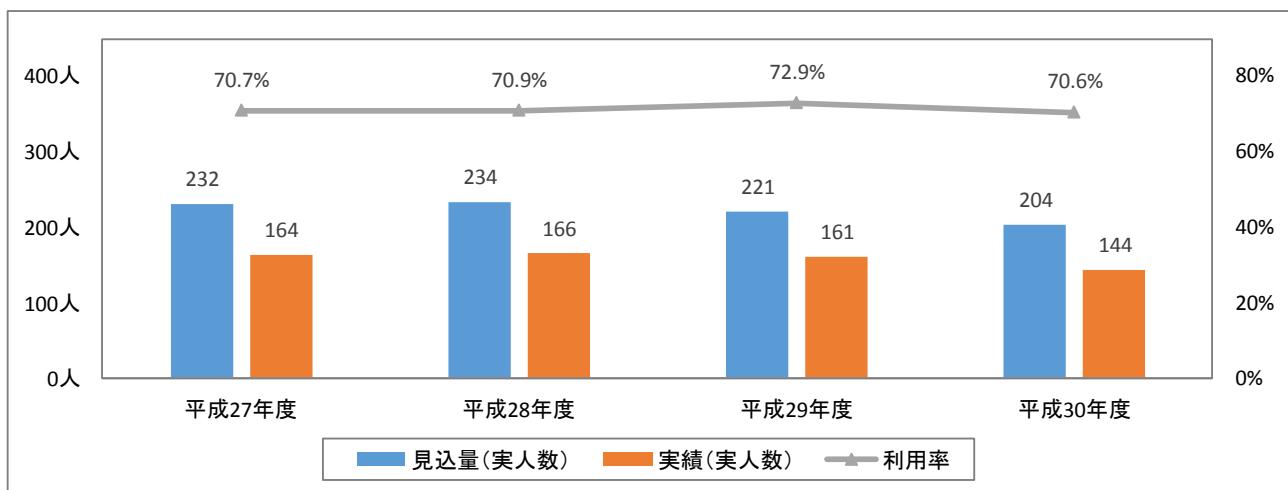


(2) 特定教育施設（幼稚園）

特定教育施設における第1期計画期間の実績は、平成27年度の164人から平成30年度には144人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を下回っており、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	232	234	221	204
実績	164	166	161	144
利用率(実績／見込)	70.7%	70.9%	72.9%	70.6%



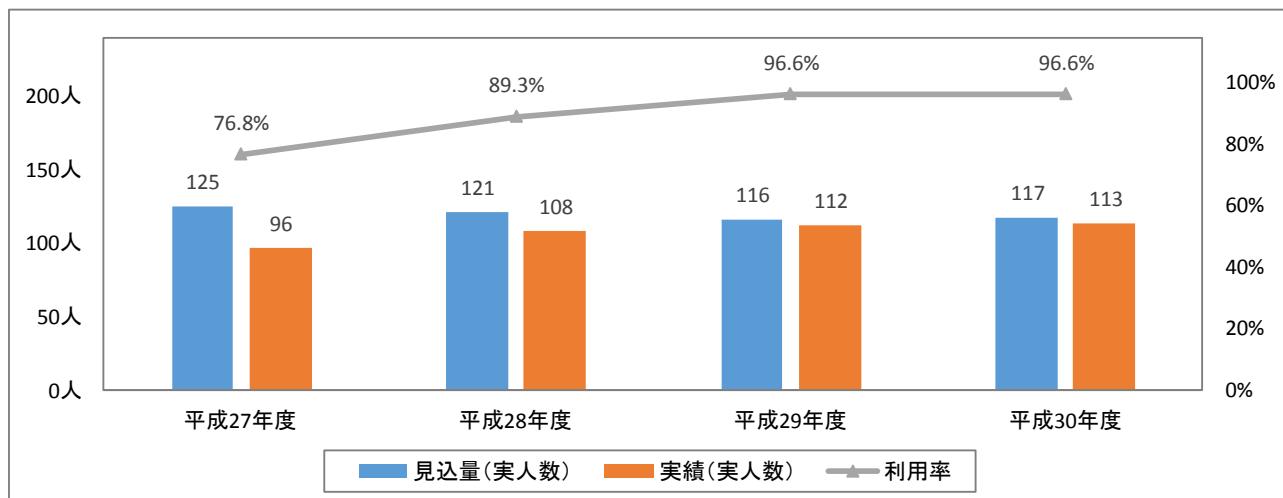
2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の96人から平成30年度には113人と増加しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を下回っており、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	125	121	116	117
実績	96	108	112	113
低学年(6~8歳)	87	89	88	83
高学年(9~11歳)	9	19	24	30
利用率(実績／見込)	76.8%	89.3%	96.6%	96.6%

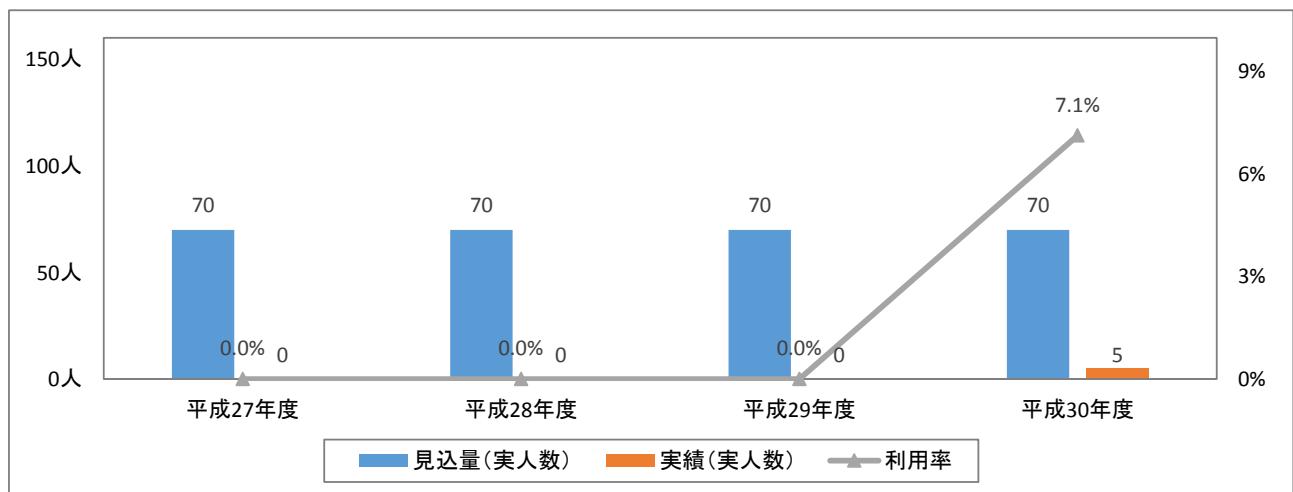


(2) 延長保育事業

延長保育事業における第1期計画期間の実績は、平成30年度のみ5人の利用となっています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を下回っており、実績は少なかったものの、結果的に受け皿は確保いたしましたので、今後はより制度の周知を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	70	70	70	70
実績	0	0	0	5



(3) 病児・病後児保育事業

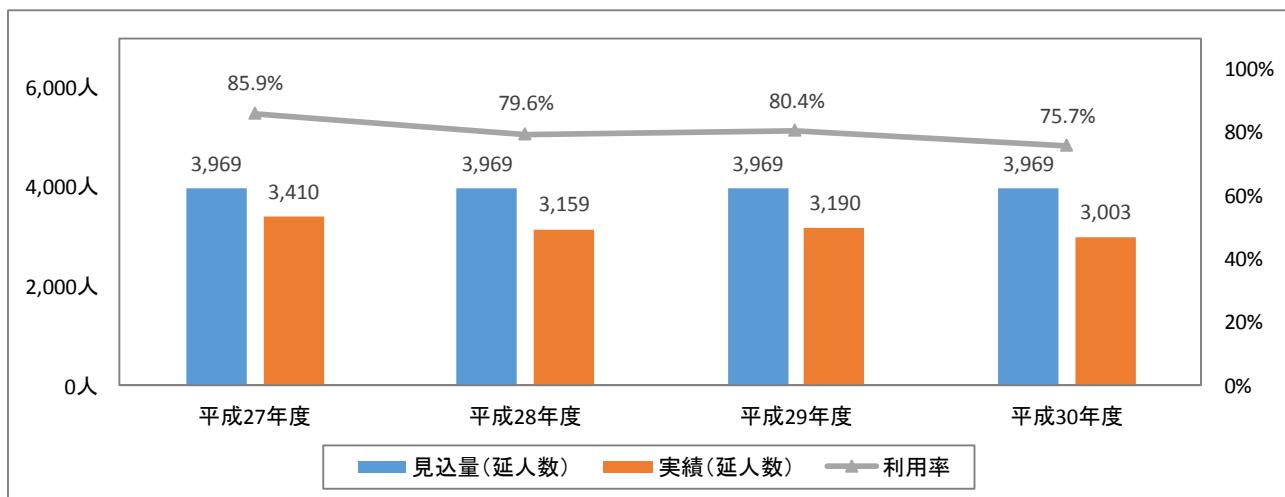
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）に関しては、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業における第1計画期間の全体の実績は、平成27年度の3,410人から平成30年度には3,003人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を下回っており、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	3,969	3,969	3,969	3,969
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育				
一時預かり(幼稚園型以外)	3,969	3,969	3,969	3,969
実績	3,410	3,159	3,190	3,003
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	3,410	3,159	3,190	3,003
一時預かり(幼稚園型以外)	0	0	0	0
利用率(実績／見込)	85.9%	79.6%	80.4%	75.7%

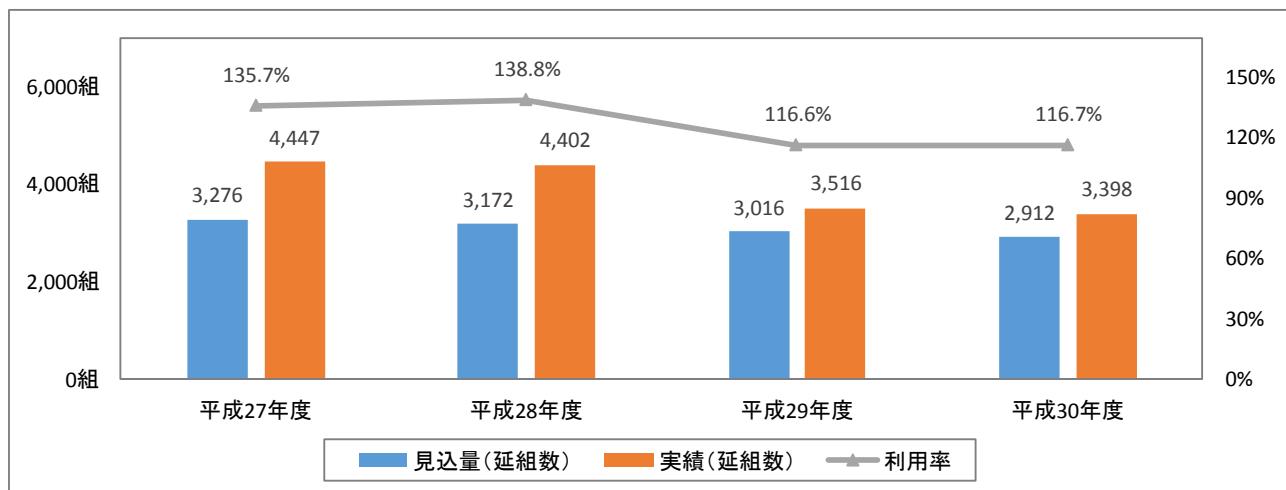


(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の4,447組から平成30年度の3,398組と年々減少傾向で推移しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を上回っており、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	3,276	3,172	3,016	2,912
実績	4,447	4,402	3,516	3,398
利用率(実績／見込)	135.7%	138.8%	116.6%	116.7%



(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

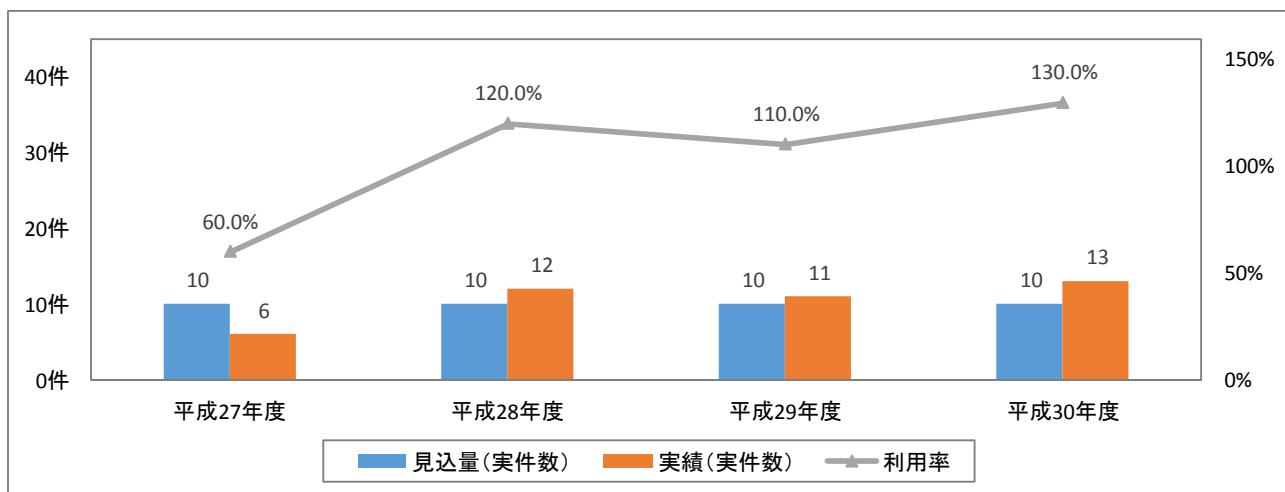
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関しては、平成27年度の6件から平成30年度の13件と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、平成27年度を除く全ての年度で実績値が見込量を若干上回っていますが、結果として受け皿を確保でき、目的は達成できたと考えます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	10	10	10	10
実績	6	12	11	13
利用率(実績／見込)	60.0%	120.0%	110.0%	130.0%

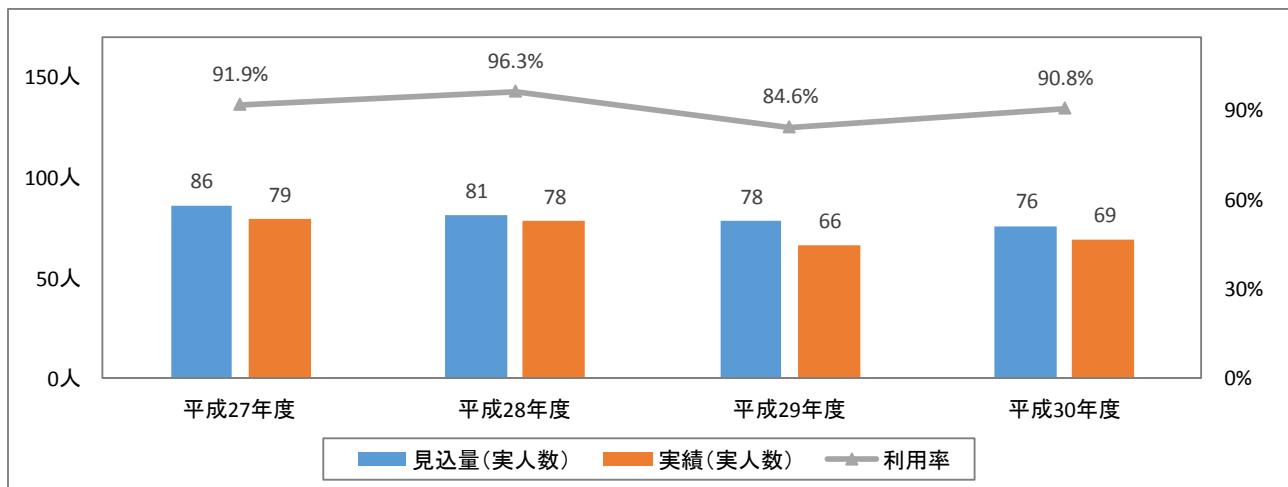


(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の79人から平成29年度の66人まで減少傾向で推移していましたが、平成30年度には69人と若干増加しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を下回っていますが、これは事業の利用者数の減少ではなく、児童数の減少によるものであることから、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	86	81	78	76
実績	79	78	66	69
利用率(実績／見込)	91.9%	96.3%	84.6%	90.8%

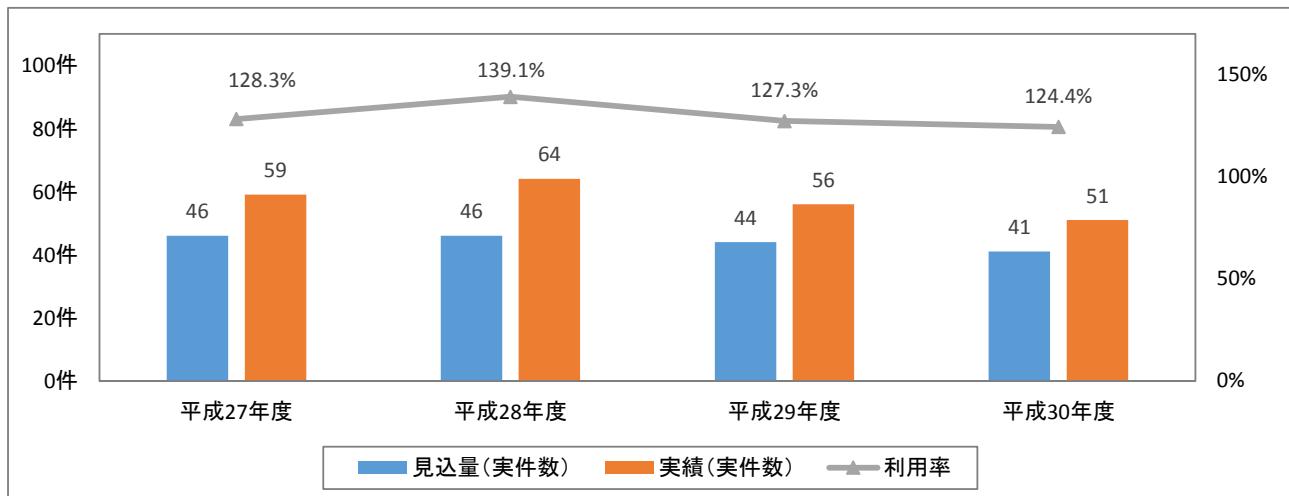


(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の59件から平成30年度には51件と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を若干上回っていますが、結果として受け皿を確保でき、目的は達成できたと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	46	46	44	41
実績	59	64	56	51
利用率(実績／見込)	128.3%	139.1%	127.3%	124.4%

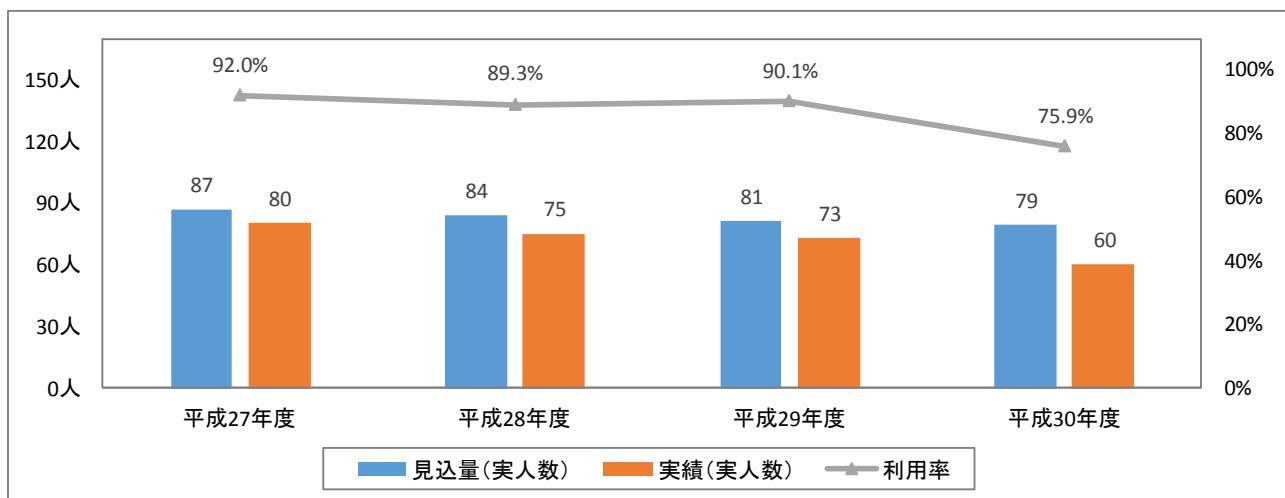


(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の80人から平成30年度の60人と年々減少傾向で推移しています。

また、第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を下回っていますが、これは事業の利用者数の減少ではなく、児童数の減少によるものであることから、全体的にみると見込み量は適切であったと考えます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	87	84	81	79
実績	80	75	73	60
利用率(実績／見込)	92.0%	89.3%	90.1%	75.9%



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、地域や社会全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることで、保護者が子育てに対する不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、かつ、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを基本理念とし、第1期岩内町子ども・子育て支援事業計画を継承するとともに、岩内町子ども・子育て会議及びアンケート調査等の結果を踏まえ、岩内町の目指す将来像を次のように定めます。

2 計画の基本的な目標

(1) 子どもの視点にたった環境づくり

子どもは、地域の希望、未来をつくる力です。そのためには、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適正な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもが健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 保護者の視点にたった親育づくり

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのためには、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 人と人とのつながりある地域づくり

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が共同し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、令和元年9月以前の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」の制度に加え、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」によって構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村がサービスの提供を行うこととなります。

※子育てのための施設等利用給付の対象となる施設は、町から確認を受けた幼稚園や認可外保育施設等であり、対象となるサービスは幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の保育等となります。なお、これらの施設でサービスを受ける場合は、その費用を町が限度額の範囲内で負担することになります(支給には要件があります)。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

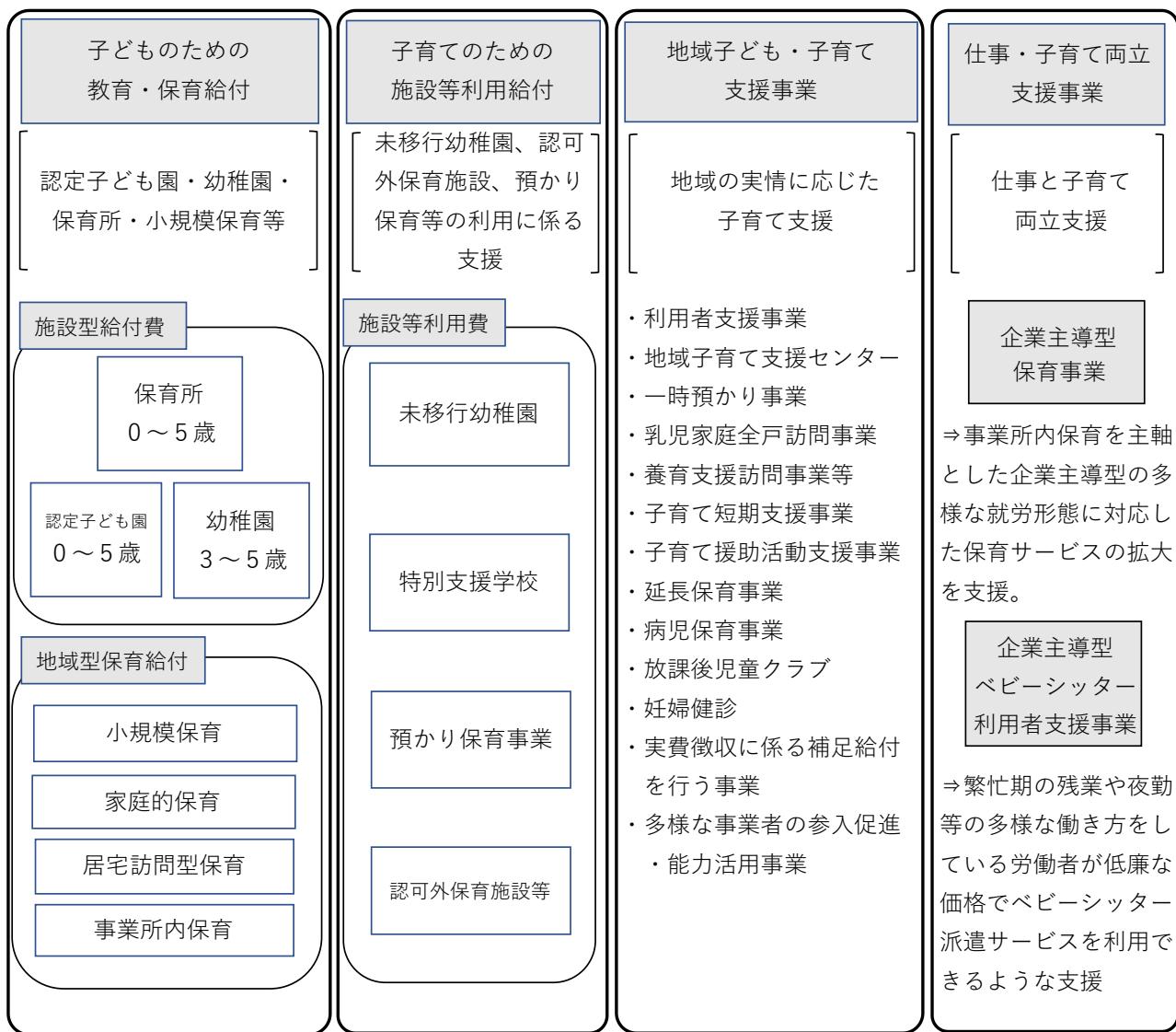
上記の子ども・子育て支援給付と異なり、この支援は各市町村が独自に実施する各事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」は各市町村の地域の実情に応じたサービスの提供を行っています。

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援給付その他の子ども及びを養育している者に必要な支援

子ども・子育て支援給付

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。

②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

③地域子ども・子育て支援事業と共に区域設定することが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や施設数は適切な規模か●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●居宅より容易に移動することが可能か●区域内で事業の確保が可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。

②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)※、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の3区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		138	0	92	11	60
確保提供数	幼稚園	150				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			123	9	48
	地域型保育事業			0	0	0
	認可外保育施設			26	8	22
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）	150		149	17	70
差異（B-A）		12		57	6	10

■令和3年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		135	0	90	10	60
確保提供数	幼稚園	150				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			123	9	48
	地域型保育事業			0	0	0
	認可外保育施設			26	8	22
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）	150		149	17	70
差異（B-A）		15		59	7	10

■令和4年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要	
		教育を希望	左記以外		
対象年齢	3~5歳			0歳	1~2歳
量の見込み（A）	127	0	85	10	58
確保提供数	幼稚園	150			
	認定こども園（幼稚園部分）	0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0
	保育所		123	9	48
	地域型保育事業		0	0	0
	認可外保育施設		26	8	22
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保提供数の合計（B）	150	149	17	70
差異（B-A）	23	64	7	12	

■令和5年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要	
		教育を希望	左記以外		
対象年齢	3~5歳			0歳	1~2歳
量の見込み（A）	116	0	77	9	55
確保提供数	幼稚園	150			
	認定こども園（幼稚園部分）	0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	
	保育所		123	9	48
	地域型保育事業		0	0	0
	認可外保育施設		26	8	22
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保提供数の合計（B）	150	149	17	70
差異（B-A）	34	72	8	15	

■令和6年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要	
		教育を希望	左記以外		
対象年齢	3~5歳		0歳		1~2歳
量の見込み（A）	114	0	76	9	53
確保提供数	幼稚園	150			
	認定こども園（幼稚園部分）	0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0
	保育所		123	9	48
	地域型保育事業		0	0	0
	認可外保育施設		26	8	22
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保提供数の合計（B）	150	149	17	70
差異（B-A）		36	73	8	17

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2~6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

【保育所の整備】

東山保育所及び中央保育所については、老朽化が進んでいることから、新たな保育所を整備し、提供体制を充実するよう取り進めます。また、新たな保育所の整備にあたっては、保護者等のニーズを勘案し、新たなサービスも検討のうえ、実施いたします。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、質の向上に努めます。

また、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするために、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に〇歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

4 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、支給要件により利用できる施設が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新2号認定子ども、新3号認定子ども以外のもの	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園・特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもで、内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・特別支援学校 (別途 要件あり)・認可外保育施設・預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業 (別途 要件あり)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもで、内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業です。

【確保方策】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠の届出等の機会に得られた情報を基に、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報をすぐ活用できる体制を整え、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に繋ぐなど、積極的な関与を行い、支援を行います。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：延人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,922	2,856	2,774	2,626	2,544
確保提供数（B）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差異（B-A）	1,078	1,144	1,226	1,374	1,456

【確保方策】

引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

【地域子育て支援センターの整備】

東山保育所及び中央保育所の老朽化に伴う新たな保育所の整備について、東山保育所内にあった地域子育て支援センターを新たな保育所に併設させ、支援を継続します。また、併設後における地域子育て支援センターのサービス内容につきましても、新たな保育所と同様に、保護者等のニーズを勘案のうえ検討し、実施いたします。

③一時預かり事業（預かり保育）

○1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

(単位：延人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,881	2,814	2,651	2,421	2,367
確保提供数（B）	20,750	20,750	20,750	20,750	20,750
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
差異（B-A）	17,869	17,936	18,099	18,329	18,383

【確保方策】

量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間において、量の見込み以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

○特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、本町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
確保提供数（B）	10	10	10	10	10
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差異（B-A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間において、量の見込み以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
確保提供数（B）	10	10	10	10	10
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
差異（B-A）	5	5	5	5	5

【確保方策】

量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間において、量の見込み以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、本町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

(単位：実人年／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	26	23	25	27	21
2年生	29	26	22	25	27
3年生	14	12	11	9	11
4年生	21	18	16	14	12
5年生	8	11	10	8	8
6年生	3	2	4	3	3
量の見込み計（A）	101	92	88	86	82
確保提供数（B）	140	140	140	140	140
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
差異（B-A）	39	48	52	54	58

【確保方策】

量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間において、量の見込み以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	59	55	54	50	50

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や栄養士が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	55	55	55	55	55

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：延回数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診件数	743	693	680	630	630

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向により、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

（1）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

そのため、母子保健事業、特に乳幼児健康診査の受診勧奨や、乳児家庭全戸訪問事業等の実施、さらには、子ども家庭総合支援拠点の設置も検討のうえ、幼稚園、保育所、学校等との連携を密にし、虐待防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童虐待発生時には、岩内町児童支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）によるケース会議を開催し、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に対応するとともに、緊急または一時的な子どもの養育・保護が必要な場合には、直ちに児童相談所や警察による支援を求めるなど、子どもの安全確保に努めます。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育費など多くの課題に直面しています。

特に母子家庭においては、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭においては、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、父子・母子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える課題は様々であるため、北海道などの関係機関と連携しながら、相談支援をはじめ、児童扶養手当や医療費助成などの経済的な支援や就労支援、生活支援など各種の支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

（3）障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うための支援や、住み慣れた地域で安心して生活するための支援が必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談などにより保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、学校等において関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援に繋げていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないため、適切な情報の周知や支援体制の整備が必要となっております。

そのため、産前産後サポート事業や産後ケア事業を重点に、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を通じて、早期に適切な相談や情報提供に努めるとともに、幼稚園や保育所、学校、子育て支援センター及び相談支援の拠点となる岩宇地区相談支援センターとの連携により、支援体制の充実を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（1）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

なお、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（2）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることができます。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（3）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートする必要があります。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

（2）近隣市町村との連携

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情や必要に応じ、近隣市町村と連携して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図っていきます。

（3）国・道との連携、関係部局間の連携

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うことになっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

（1）計画の点検・評価

本町では、保健福祉課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「岩内町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

（2）計画の公表・町民意見の反映

本計画を公表し、常に子ども・子育てに関する問題やニーズを把握し、地域における教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体による活動を核として、一層の連携を強化し、地域の子育て支援を推進します。

【別添】
岩内町子育て支援策一覧表

岩内町子育て支援策一覧表

【保健福祉課(社会福祉・子育て支援担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
保育所管理運営事業	保育を必要とする児童を受け入れ、心身ともに穏やかに育成されるよう児童の保育を行うことを目的とする事業。	岩内町保育所条例、岩内町保育所条例施行規則、岩内町立保育所運営規程等	東山保育所 中央保育所 西保育所で実施
放課後児童対策事業	小学校に就学している児童を対象に遊びを中心とした育成・指導活動を行うため、学童保育所を設置し、児童福祉の向上を図ることを目的とする事業。	岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等	東小学校 西小学校で実施
地域子育て支援センター事業	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援を実施することを目的とする事業。	岩内町地域子育て支援センター事業実施要綱	東山保育所で実施
延長保育	保育所の在所児で短時間保育を受ける児童を対象に、午後4時30分～午後6時まで保育を延長する事業。	岩内町延長保育実施要綱	東山保育所 中央保育所 西保育所で実施
岩内町特別支援児保育事業実施要綱	保育を必要とし、かつ心身に障害を有する児童を保育所に入所させ、通常の保育と適切な個別指導も併せ実施しながら、一般の児童と共に集団保育を行う事業。	岩内町特別支援児保育事業実施要綱	
子育て短期入所生活援助事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子等を保護する事業。	岩内町子育て短期入所生活援助事業実施要綱等	
福祉灯油臨時助成事業	老人、ひとり親、障がい者世帯等に対し、冬期に必要な灯油の一部を助成し、生活の安心確保を図ることを目的とする事業。	岩内町福祉灯油臨時助成事業実施要領	
児童手当	保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	岩内町児童手当支給規則等	
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	児童扶養手当法等	

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする事業。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
特別障害者手当		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
特別児童扶養手当		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
児童発達支援 (障害児通所給付)	児童発達支援センター等の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導等の厚生労働省令で定める便宜を供与すること等を目的とする。	児童福祉法及び児童福祉法施行細則等	・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援等あり
放課後等デイサービス (障害児通所給付)	就学している障がい児につき、授業の終了後に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与することを目的とする。	児童福祉法及び児童福祉法施行細則等	
保育所等訪問支援 (障害児通所給付)	保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児につき、当該施設における児童との集団生活適応のための専門的支援を供与することを目的とする。	児童福祉法及び児童福祉法施行細則等	
岩内町小児慢性特定疾患児に係る日常生活用具の給付	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする在宅の小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付を行う事業。	岩内町小児慢性特定疾患児に係る日常生活用具の給付に関する規則	

【保健福祉課(医療保険・介護保険担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
乳幼児等 医療費助成事業	乳幼児(小学校を卒業する3月末まで)に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。	岩内町医療費助成条例及び同施行規則	
ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。	岩内町医療費助成条例及び同施行規則	対象年齢:18歳到達年度の3月末までか、進学した場合は20歳到達月末まで

【保健福祉課(健康推進担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
母子健康手帳の交付	妊娠届出をした者に対して母子の健康状態等を記録する手帳を交付する。	母子保健法	
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付を受けた妊婦を対象に、出産までの健康診査費用等などの一部を公費負担で行う。	母子保健法 ※町要綱あり	
妊婦健康診査通院交通費の助成	妊婦健康診査を受診したことによる通院交通費の一部を助成する。	母子保健法 ※町要綱あり	
ぶれまくらす	母子健康手帳の交付を受けた妊婦を対象に、からだの変化と産後のケアについて助産師による教室を開催。	母子保健法	
まくらす	産後1年頃までの産婦とあかちゃんを対象に、助産師による子育て支援に関する教室を開催。	母子保健法	
妊婦歯科健康診査	妊婦の虫歯や歯周病に関する健診費用を助成し、あかちゃんへの影響を予防する。	母子保健法 ※町要綱あり	
あかちゃん訪問	生後1か月前後の産婦とあかちゃんを対象に、保健師が家庭を訪問して育児や体調管理の説明を行う。	母子保健法	
産後ケア	生後4か月末満の産婦とあかちゃんを対象に、助産師が家庭を訪問して産後のケアや育児のサポートを行う。	母子保健法 ※町要綱あり	
乳児相談 『ふれあい教室』	生後2・4・7・10か月を目安に、保健師と栄養士による月齢に応じた育児や栄養管理に関する相談を行う。	母子保健法	
乳児健診	生後4か月と7か月に医師の診察や身体測定を行う。	母子保健法	北海道健康診査 実施要綱
あかちゃんひろば	1歳6か月までの子どもと保護者が、保健センターでお話や遊びを自由に行う。	母子保健法 ※町要領あり	
子ども何でも相談	育児相談や食事・栄養相談、身体測定を行う。	母子保健法	
幼児健診	1歳6か月・3歳児健診を行い医師の診察の他保健師・栄養士による育児相談や栄養相談を行う。	母子保健法	
乳幼児歯科検診	1歳・1歳6か月・3歳児を対象に、歯科医師による診察と歯科衛生士による指導を行う。	母子保健法	
フッ素塗布	就学前の子どもに対し、フッ素塗布を行う。	※町要綱あり	
2歳児栄養教室	離乳食から幼児食へ移行した2歳頃の子どもを対象に、望ましい食事量や栄養の摂取について栄養士による教室を行う。	母子保健法	
予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防。	予防接種法	

【企画産業課(企画・原子力発電所担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
岩宇子ども交流プログラム	岩宇地域の次世代を担う子どもたちの郷土愛を育むため、様々な体験プログラムを通じて地域の魅力や可能性を共有し、交流を深める地域学習機会を実施。	岩宇子ども交流プログラム 実施要領	実施主体は岩宇まちづくり連携協議会 (岩宇4町村広域連携事業)
Gan-wu イングリッシュ・シュアドベンチャー	子どもたちの主体性・能動性の伸展、異なる文化への寛容性の育成などを目的に年2回、1泊2日の国際交流・地域間交流キャンプを実施。	Gan-wu イングリッシュ・シュアドベンチャー開催要項	実施主体は北海道 岩宇4町村の小学4~6年生が対象

【建設住宅課(事務・建築・公営住宅担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
子育てに配慮した住環境づくり	子どもが遊べる身近な公園の適正な配置についての検討。	岩内町住生活基本計画	
ソフト施策と連携した子育て支援	①子育てコミュニティ活動の核となる集会所等の活用。 ②町営住宅の建替に併せた子育て支援施設等の整備の検討。 ③地域における子育て支援ネットワークづくりや世代間交流の場の創出など子育て世代を支援する環境づくりの検討。	岩内町住生活基本計画	
地域資源としての空き家の利活用の促進	地域の活性化に資する空き家の活用に対する支援。	岩内町住生活基本計画	

【教育委員会(総務・学校教育担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
教育支援教室運営事業	教育支援教室（つばさ教室）を設置し、不登校児童生徒の学校復帰や学習支援・生活改善支援等を行う事業。	岩内町教育支援教室設置要綱	
コミュニティ・スクール運営事業	保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に取り組む事業。	岩内町学校運営協議会規則	
学習支援員配置事業	学習の基礎を定着させるため、主となる教諭のほかに、サポートする支援員を配置する事業。	—	
就学援助事業	小中学校の給食費や学用品費などにかかる経費の一部を援助する事業。	岩内町就学援助要綱	

【教育委員会(社会教育・青少年担当)】

事業名	事業概要	実施要綱等	備考
読書活動推進事業	子供たちが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書に親しむことができるよう、読書環境の整備など、地域全体で子供の読書活動を推進する事業。	岩内町子どもの読書活動推進計画	主な活動内容 ・絵本館の運営 ・ブックスタート事業
青少年健全育成事業	郷土岩内の未来を担う青少年の健全育成を図るために、各種事業を実施。	岩内町青少年問題協議会条例、 岩内町子供会奨励規則	主な活動内容 ・青少年スポーツ・文化教室 ・わいわいウィークエンド教室